

適格請求書発行事業者の登録申請書

収受印

【1/2】

令和 年 月 日	申請者	(フリガナ)												
		住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所の所在地	(〒 -) Ⓢ (法人の場合のみ公表されます) (電話番号 - -)											
		(フリガナ)	(〒 -) (電話番号 - -)											
		納税地												
		(フリガナ)	Ⓢ											
		氏名又は名称												
税務署長殿		(フリガナ)												
		(法人の場合) 代表者氏名												
		法人番号												

この申請書に記載した次の事項（Ⓢ印欄）は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。

1 申請者の氏名又は名称

2 法人（人格のない社団等を除く。）にあつては、本店又は主たる事務所の所在地

なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。

また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。

※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。

令和5年3月31日（特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日）までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。

事業者区分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付けてください。											
	☐ 課税事業者						☐ 免税事業者					
※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください（詳しくは記載要領等をご確認ください。）。												

令和5年3月31日（特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日）までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情

税理士署名	(電話番号 - -)											
-------	-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※税務署処理欄	整理番号		部門番号		申請年月日	年 月 日	通信日付印	確認	
	入力処理	年 月 日	番号確認		身元確認	☐ 済 ☐ 未済	確認書類	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他 ()	
	登録番号	T							

- 注意
- 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）」を併せて提出してください。

インボイス制度

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）

【2/2】

		氏名又は名称				
免税事業者の 確認	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。					
	☐ 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。					
	個人番号					
	事業内容等	生年月日（個人）又は設立年月日（法人）	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日		法人のみ記載	事業年度 自 月 日 至 月 日 資本金 円
		事業内容			登録希望日	(令和5年10月1日を希望する場合、記載不要) 令和 年 月 日
	課税期間の初日					
	☐ 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者				※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間のいずれかの日 令和 年 月 日	
	登録要件の 確認	課税事業者です。				
※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。				☐ はい ☐ いいえ		
納税管理人を定める必要のない事業者です。（「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）				☐ はい ☐ いいえ		
納税管理人を定めなければならない場合（国税通則法第117条第1項） 【個人事業者】 国内に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有せず、又は有しないこととなる場合 【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合						
納税管理人の届出をしています。 「はい」の場合は、消費税納税管理人届出書の提出日を記載してください。 消費税納税管理人届出書（提出日：令和 年 月 日）				☐ はい ☐ いいえ		
確認	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。（「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）				☐ はい ☐ いいえ	
	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。				☐ はい ☐ いいえ	
参考事項						

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

「適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用）及び次葉」の記載要領等

1 提出すべき場合

この申請書は、国内において課税資産の譲渡等を行い、又は行おうとする事業者であって、適格請求書の交付をしようとする国内事業者が、税務署長の登録を受けようとする場合に提出するものです（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第5条の規定による改正後の消費税法（以下「法」といいます。）57の2②及び所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則（以下「附則」といいます。）44①）。

- (注) 1 令和5年10月1日から令和6年3月31日までのいずれかの日に登録を受けようとする事業者が、この申請書を提出することができます。
- 2 この申請書を提出するときは、次葉を併せて提出してください。
- 3 登録を受けることができる事業者は、登録時に課税事業者である場合に限りです。ただし、附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする場合は、登録時に免税事業者であっても登録を受けることができます。
- 4 登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間においては、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても、納税義務の免除の規定の適用はありません（法9①）。
- 5 附則第44条第4項の規定の適用を受ける場合は、登録を受けた日から納税義務の免除の規定の適用はありません（登録を受けた日の属する課税期間の初日から登録を受けた日の前日までは免税事業者ですが、登録を受けた日から課税事業者となるため、登録を受けた日以降の取引について、消費税の申告が必要となります。）。
- 6 登録を受けた適格請求書発行事業者は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されます。適格請求書発行事業者登録簿に登録された事項に変更があった場合は、「適格請求書発行事業者登録簿の記載事項変更届出書（第2-1号様式（令和5年10月1日以後は第2-2号様式））」を提出する必要があります（法57の2⑧）。
- 7 適格請求書発行事業者が登録の取消しを求めるときは、令和5年10月1日以後に「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書（第3号様式）」を提出する必要があります（法57の2⑩一）。

2 提出時期等

この申請による登録の効力は、税務署長が登録をした日から生じます。

令和5年10月1日に登録を受けようとする事業者は、令和5年3月31日（特定期間における課税売上高又は給与等支払額の合計額が1,000万円を超えたことにより、納税義務が免除されないこととなる場合は令和5年6月30日）までにこの申請書を提出する必要があります（附則44①）。

なお、免税事業者が、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日（令和5年10月2日以後開始する課税期間分に限りです。）から登録を受けようとする場合は、当該課税期間の初日の前日から起算して1月前までにこの申請書を提出する必要があります（法57の2②及び消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）第1条の規定による改正後の消費税法施行令70の2）。

適格請求書発行事業者の登録には、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って申請書を提出してください。

- (注) 1 令和5年10月1日より前に登録された場合は、令和5年10月1日に登録されたものとみなされます（附則44③）。
- 2 令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者が、令和5年3月31日（特定期間における課税売上高又は給与等支払額の合計額が1,000万円を超えたことにより、納税義務が免除されないこととなる場合は令和5年6月30日）までにこの申請書を提出できなかったことにつき、困難な事情がある場合、その困難な事情を記載して提出し、法第57条の2第3項の規定により登録されたときは、令和5年10月1日に登録を受けたものとみなされます（消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）附則15）。

3 記載要領

- (1) 「事業者区分」欄は、この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じて□にレ印を付します。

免税事業者に該当する場合は、次葉「免税事業者の確認」欄を記載してください。

- (2) 次葉「免税事業者の確認」欄は、次のイ又はロいずれかの該当する事業者の区分に応じて□にレ印を付し、次により記載します。

イ 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者に該当する場合、次により「事業内容等」欄を記載します。

- (イ) 「生年月日又は設立年月日」欄は、個人事業者は生年月日を、法人は設立年月日を記載します。
なお、元号は、該当する箇所に○を付します。
- (ロ) 「事業年度」欄は、法人の事業年度を記載します（個人事業者は不要です。）。
なお、設立1期目で事業年度が変則的なものとなる場合などは、通常時の事業年度を記載します。
- (ハ) 「資本金」欄は、資本金の額又は出資の金額を記載します（個人事業者は不要です。）。

また、個人事業者は、「個人番号」欄に個人番号を記載します（本人確認書類^(※)の提示又は写しの添付が必要です。）この申請書の控えを保管する場合は、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。

(※) 本人確認書類

区分	本人確認書類
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード
マイナンバーカードをお持ちでない方	番号確認書類（通知カード ^(注) など）＋身元確認書類（運転免許証など）

(注) 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

- (二) 「登録希望日」欄は令和5年10月1日に登録を受けることを希望する場合は、記載不要です。令和5年10月2日以後に登録を受けることを希望する場合、その日付を記載してください。（令和5年10月2日から令和6年3月31日までの日に限ります。）

ロ 「消費税課税事業者届出書」又は「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者が該当する場合、「消費税課税事業者届出書」又は「消費税課税事業者選択届出書」の「適用開始課税期間(自)」欄に記載した年月日を「課税期間の初日」欄に記載します。ただし、当該課税期間の初日が令和5年10月1日から令和6年3月31日の場合に限ります。

この場合、「消費税課税事業者届出書」又は「消費税課税事業者選択届出書」は、この申請書の提出前又は提出と同時に提出してください。

- (3) 次葉「登録要件の確認」欄は、この登録を受けるに当たり必要な要件を記載しています。該当する□にレ印を付します。
(4) 次葉「参考事項」欄は、その他参考となる事項等がある場合に記載します。
(5) 記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。

4 公表事項について

- (1) 申請書に記載した次の事項は、国税庁ホームページで公表されます。

なお、常用漢字等を使用して公表しますので、この申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

イ 申請者の氏名又は名称

ロ 法人（人格のない社団等を除く。）にあっては、本店又は主たる事務所の所在地

- (2) 申請書に記載した事項以外で、次の事項については申請者からの申出により公表ができます。公表を希望する場合は、この申請書以外に「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出してください。

事業者区分	公表を希望する事項
個人事業者	・主たる屋号 ・主たる事務所の所在地等 ・通称（住民票に併記されている通称に限る。） ^(※) ・旧姓（旧氏）氏名（住民票に併記されている旧姓（旧氏）に限る。） ^(※)
人格のない社団等	・本店又は主たる事務所の所在地

(※) 通称又は旧姓（旧氏）氏名は、氏名として公表するか氏名と併記して公表するかを選択できます。

通称又は旧姓（旧氏）氏名の公表を希望する場合は、住民票の写しの添付が必要です。ただし、e-Taxにより提出する場合は、添付を省略することができます。

5 留意事項

- (1) 通知される登録番号は、次のとおりです。

イ 登録時に法人番号を有する法人

法人番号及びその前に付されたローマ字のTにより構成されるもの

ロ イ以外の課税事業者

13桁の数字（法人番号と重複しないものとし、当該課税事業者の個人番号と重複しないもの）及びその前に付されたローマ字のTにより構成されるもの

- (2) 課税事業者がこの申請書を提出した後、令和5年10月1日の属する課税期間に免税事業者となった場合においても、令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受けると、附則第44条第4項の規定の適用により登録を受けた日以後は納税義務の免除の規定の適用はありません（当該課税期間の初日から登録を受けた日の前日までは免税事業者ですが、登録を受けた日から課税事業者となるため、登録を受けた日以降の取引について、消費税の申告が必要となります。）。

また、免税事業者がこの申請書を提出した後、令和5年10月1日の属する課税期間において課税事業者となった場合は、附則第44条第4項の規定の適用はありません（当該課税期間について、消費税の申告が必要となります。）。

6 その他

インボイス制度特設サイトでは、申請手続に関する案内のほか、①説明会の開催案内、②インボイス制度について解説した動画、③インボイス制度に関する取扱通達やQ&Aなどを掲載しています。

特設サイト

